

医療措置協定に関するよくある御質問（診療所）


令和6年3月12日時点

No	分野	質問内容	回答
全般			
1	全般	医療措置協定とは何か。	令和4年12月に改正された感染症法により、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症の発生及びまん延に備えるため、都道府県と医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）がその機能・役割に応じた協定を締結する仕組みが法定化されました。この協定のことを医療措置協定といいます。
2	全般	医療措置協定は必ず締結しなければならないのか。締結に関する協議は必ず受けなければならないのか。	改正感染症法では、協議を求められた医療機関の管理者は、その協議に応じなければならないと感染症法で規定されていますので、協議に応じていただくようご理解とご協力をお願いします。また、都道府県知事は医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときに医療措置協定を締結するものとされています。よって必ず締結しなければならないものではございませんが、都としては、新興感染症の発生及びまん延に備えるため、できるだけ多くの医療機関の皆様にご協力をお願いしたいと考えております。
3	全般	協定ではどのようなことを締結するのか、内容を教えてください。	協定の主な内容は「感染症等発生等公表期間において医療機関が講ずるべきもの」「平時における準備」「措置に要する費用の負担」「協定の有効期間」です。診療所では、「医療機関が講ずるべきもの」として、「発熱外来の実施」、「自宅療養者等への医療の提供（健康観察を含む）」、「医療人材派遣」の3つがあり、またいずれかを実施していただける場合には、任意項目として「個人防護具の備蓄」があります。これらの項目のうち実施が可能な項目について、都と措置協定を結んでいただくこととなります。各項目の詳しい内容については、東京都専用Webページに掲載の解説などをご参照ください。
4	全般	協定を締結した場合、必ず協定内容を実施しなければならないのか。	医療機関に対する医療措置の要請は、次の段階を経て行われますので、発生したらすぐに全ての締結内容を実施していただくとは限りません。 ①発生等の公表が行われる前の段階から、都が、新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得て、医療機関に提供 ②医療機関は、提供された情報も踏まえ、都知事からの要請に備えて必要な準備を行う ③都知事は新型インフルエンザ等感染症等の性状や感染状況のほか、救急医療や他の一般診療への影響など、地域の医療提供体制全体の状況を十分に勘案して要請の必要性を判断 また、新型インフルエンザ等感染症等の性状や、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況、感染症対策物資等の確保状況などが、事前の想定とは大きく異なる事態の場合は、国がその判断を行い、機動的に対応します。国の方針を踏まえて、都知事も、協定の内容の機動的な変更や状況に応じた柔軟な対応を行うことを医療機関と協議することになります。
5	全般	協定締結事項を実施しなかった場合のペナルティはあるのか。	法令上、都知事は勧告、指示、公表を行うことができますが、一方的にこうした措置一方的に都知事が感染症法等に基づく措置（勧告、指示、公表）を行うのではなく、まずは、当該医療機関等と話し合いに基づく調整を行います。 さらに、措置の実施の判断にあたっては、調整状況や医療機関等の事情を考慮し、慎重に行います。協定締結事項を実施していないと認められる場合でも、下記のような正当な理由があると都が判断する場合には、この措置（勧告等）を行うことはありません。 ①医療機関内の感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合 ②ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人当たりが必要となる人員が異なる場合 ③感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している場合等、協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと都が判断する場合
6	全般	本医療措置協定における「新型インフルエンザ等感染症」について、いわゆる「再興感染症」についても対象となるものか。	医療措置協定の対象は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症であり、ご指摘のいわゆる再興感染症が、再興型インフルエンザ及び再興型コロナウイルス感染症であれば、新型インフルエンザ等感染症となりますので、対象となります。
7	全般	協定を締結するとその内容は公表されるのか。	医療措置協定を締結した時は、感染症法第36条の3第5項に基づき当該協定の内容を東京都より公表することとなっています。 協定内のどの部分まで公表するかについては、国から次のとおり回答を受けております。 「感染症法第36条の3第5項の規定により、都道府県知事は、協定を締結したときは、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容を公表するものとされています。また、令和5年5月26日付の医療措置協定のガイドラインにおいて、協定の内容について都道府県のホームページ等でできる限り分かりやすく公表することとしており、具体的には、平時から、都道府県のホームページに協定を締結した医療機関名・締結した協定の内容（措置の事項（締結した協定のメニュー）をイメージ）を一覧の形で公表されることを想定しているとしています。その上で、感染症発生・まん延時には、新型コロナでの対応と同様に、例えば発熱外来について、診療時間や対応可能な患者（例えば小児等）など、患者の選択に資するような情報の公表を行うこととしています。 地域の医療提供体制について、平時から患者や住民に分かりやすく示し、地域の医療機関ごとの機能分担や連携の体制や適切な受診行動等に関して患者や住民の認識を深めていくことが、医療に対する患者や住民の理解を得るとともに、有事における患者の適切な選択に資する観点等から重要であると考えています。」
8	全般	感染症の性状によって、可能かどうか不明のため、措置協定を結ぶことは難しいのでは。	感染症の性状によって、医療機関で対応できる事柄が変わってくることについては、東京都としても存じています。本協定の締結は、あくまで都からの措置の実施を事前に協定で定めておくためのものであり、東京都としても、実際の感染症の性状や発生の状況等に応じて、要請内容や要請機関を限定するなどして柔軟に対応できるようにしていきたいと考えています。また、国としても新興感染症等の発生・まん延時に、新興感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や感染症対策物資等の確保状況などについて、締結した協定の前提・内容（事前の想定）とは大きく異なる事態となった場合は、国においてその判断を行い、機動的に対応するものとするとしているため、協定協議段階で可能な範囲で協定締結にご協力くださいますようお願いいたします。
9	全般	どのような感染症を想定すればよいか。	新興感染症の性状・感染性などを事前に想定することは困難なため、まずは現に発生し、これまでの教訓を生かせる新型コロナウイルス感染症の対応をベースに想定してください。

No	分野	質問内容	回答
10	全般	他の道府県でも診療所（や病院）を経営しているが、他県等と協定書が異なるのはなぜか。	協定書に記載された内容の明確化など、分かりやすくするために国のひな形から変更を加えている部分はありますが、法令で定めている主たる内容に追加・変更しているものではありません。
11	全般	当院は有床診療所だが、病床の確保や後方支援は実施しなくてよいのか。	東京都では、有床・無床を問わず、診療所の皆様には発熱外来・自宅療養等・医療人材派遣についてご対応いただける内容で協定締結をしていただくこととしています。
12	全般	検討したがどの項目でも協定締結が困難な見通しである。その場合何か提出や報告は必要なのか。	協定締結が難しい場合には、特段の対応は不要です。
13	全般	3つの項目すべてが実施できないと協定締結の対象外か。	いずれか1つでも実施できる場合には協定締結が可能ですので、ご検討いただけますと幸いです。
14	全般	いつ要請があるか分からないため、スタッフの減員なども想定され、締結してもその時に対応できるか確約できないのではないのか。	協定締結時と事情が変わって履行しがたい場合は、内容の変更や解約することもできますので、今般の、新型コロナウイルス感染症への対応を念頭にご検討いただけますと幸いです。
15	全般	今後また感染症が発生した際に、HER-SYSのような入力作業が必要となるのか。	国において、医療機関における、発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届との連携に向けて、発生届の標準規格を策定することが検討されています。 https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001161615.pdf
16	全般	外来対応医療機関（検査・診療医療機関）との関係は。	外来対応医療機関は新型コロナウイルス感染症の診察及び検査をする機関であり、今回の協定は国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、備えるため、平時に「医療措置協定」を締結し、感染まん延時に必要な措置を迅速かつ確に講ずることで、医療提供体制を確保することを目的としているため、異なる制度です。 なお、外来対応医療機関の指定・公表の仕組みは令和6年3月末をもって終了します。
17	全般	制度について、詳細が分からないため知りたい。	当専用webページ内に解説や制度説明資料を掲載しているほか、今後制度に関する動画公開を予定しています。 また、1月には説明会を開催します。「6 オンライン説明会」をご確認ください。
18	全般	解約すると、それまでに受けていた診療報酬等は遡及して返戻することになるのか。	解約は将来に向かって効力を生じるため、双方が解約に合意した日をもって協定終了となります。そのため、原則返戻とはなりません。
対象			
1	対象	組合員のみを対象とした企業内診療所や特別養護老人ホーム内にある医務室なども診療所として登録されている場合、協定締結の対象となるのか。	「発熱外来の実施」、「自宅療養者等への医療の提供」、「医療人材派遣」の3項目のいずれかについて、措置の実施が可能な医療機関については、措置協定締結の対象となります。（例えば、老人ホーム内の患者についてのみであっても、往診診療は提供可能な場合など）
2	対象	当該診療所が精神科や整形外科など発熱外来を診察する設備のない診療科目のみを実施する診療所であっても協定締結の対象となるのか。	「発熱外来の実施」、「自宅療養者等への医療の提供」、「医療人材派遣」の3項目のいずれかについて、措置の実施が可能な医療機関については、措置協定締結の対象となります。（例えば、新型コロナウイルス感染症発生時、診療所内の医療人材を都内に派遣可能な場合など）そのため、発熱外来は実施できない場合でも、他の項目において実施をご検討いただけますと幸いです。
手続き			
1	手続き	措置協定の内容が変更になる都度、再締結が必要なのか。	各項目の実施の有無や協定の解約等の大きな変更については、速やかに協定変更の旨を担当部署にご連絡ください。 どの程度の変更から協定の再締結が必要となるのか、変更の際の連絡先や連絡方法については、後日ご連絡させていただく予定です。 ただし、小さな変更であっても、年に1回実施予定の協定の実施状況等の調査の際には、必ず変更後の数で報告をしていただくようお願いいたします。
2	手続き	医療措置協定の締結に当たり、医療機関の管理者でなく医療機関の開設者（法人の代表）を都との協定締結の相手方にするのは可能か。	感染症法上、医療機関の管理者と協定を締結することと規定されています。
3	手続き	電子署名をしたことがないので、具体的な操作方法を教えてください。	マニュアルは現在準備中ですが、事前のID登録や登録費用などは不要で、東京都から届いたメールを確認いただくことで署名手続きいただける仕組みとなっております。 なお、利用にあたっては電子署名利用の同意書をご提出いただく必要がありますが、こちらは協議フォームを入力いただいた診療所様に別途お送りします。
4	手続き	診療所の規程等の理由によりデータではなく紙で協定を交わしたい。	ご希望の場合には、紙での協定締結も可能です。ただし、押印後に都にご返送いただく際の郵送料等をご負担いただく可能性がございます。
財政			
1	財政	流行初期医療確保措置とはなにか。	感染症の流行初期から発熱外来の対応を行う医療機関に対して、診療報酬上乘せや補助金等が充実するまでの間、流行前と同水準の収入を補償することが改正感染症法で定められました。
2	財政	発熱外来の流行初期医療確保措置の対象となるための基準は、都の場合は何人か。	東京都の場合は以下のとおりです。 イ 当該措置の実施に係る知事の要請があった日から起算しておおむね七日以内に実施するものであること。 ロ 法第三十六条の二第一項の規定による通知又は法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定に基づき一日当たり（イ）又は（ロ）で定める人数以上の新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行うものであること。 （イ）二百床以上の病床（精神病床及び療養病床を除く。）を有する病院 二十人 （ロ）病院（（イ）に該当するものを除く。）及び診療所 六人
3	財政	協定を締結することで受けられる補助金はあるか。	感染症法では、平時から協定締結医療機関への設備整備や、流行初期から発熱外来を実施した診療所には流行初期医療確保措置を行う旨記載されています。 国及び都で実施する具体的な支援内容については、ご案内できるようになりましたら、東京都専用Webページにてお知らせします。
4	財政	協定を締結することで算定できる診療報酬はあるか。	外来感染対策向上加算につきましては、発熱外来を含む医療措置協定を締結し、第二種協定指定医療機関として指定されていることが施設基準の一つとされています。 詳細及びお問い合わせは下記をご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html

No	分野	質問内容	回答
5	財政	流行初期確保措置は、体制を整えていても患者が基準以上の人数来なければ支払われないのか。	基準以上の患者を診られる体制を期間を通じて整えていたのであれば、支払いの対象となります。
6	財政	流行初期の対応を含んだ協定を締結していない、あるいは、そもそも協定自体締結しなくても、知事が定めた基準に該当する流行初期医療確保措置を行った場合に、費用を受給することはできないのか。	原則としては、協定を締結した医療機関を対象としているため、可能な限り協定締結にご協力いただきたいと考えています。
7	財政	当院は医師が1名しかいない診療所のため、院長が人材派遣にでた場合、クリニックを休診することとなるが、その場合の損失補填（休業補償）はないのか。	現時点で確定しているものは、派遣に要する費用の負担となっています。影響する損失補填（休業補償）の有無については、国から次のとおり回答を受けております。 「新興感染症の発生時の財政支援については、実際の感染症発生時に、新型コロナ対応の例も参考にしつつ、感染状況や感染症の特性等を踏まえて検討することとなります。」
8	財政	診療報酬について、本体引き下げの話もある中で、都としてはどのように考えているのか。 (本質問は12/14以前に頂戴した内容です。)	報酬改定の件について、東京都としては、医療機関の経営の安定化や医療人材確保、新型コロナウイルス感染症への対応は喫緊の課題と認識しており、下記のとおり国に対して診療報酬改定等に関する緊急提案を行っております。 https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2023/11/10/08.html
補償			
1	補償	診療所の院長は雇用主のため、通常労災保険の適用外である。この協定に基づく医療を提供した結果罹患などしてしまった場合の補償はないのか。	現時点で確定しているものは、診療所の院長であっても、労災保険の特別加入制度によりカバーするものとなっています（詳しくは最寄りの労基署にお問い合わせください）。それ以外の補償の有無については、国から、次のとおり回答を受けております。 「新型コロナ対応においては、『新型コロナ対応医療機関労災給付上乘せ補償保険加入支援事業』を行ったところです。新興感染症の発生時の財政支援については、実際の感染症発生時に、新型コロナ対応の例も参考にしつつ、感染状況や感染症の特性等を踏まえて検討することとなります。 なお、労働者災害補償保険法において、100人以下の労働者を使用する診療所であれば、事業主である院長も、特別加入制度により労災保険に加入することが可能です。」
発熱外来			
1	発熱外来	診療可能数はオンライン診療や電話診療もいれてよいのか。	対面診療を前提としています。
2	発熱外来	検査ができないと発熱外来での協定締結はできないのか。	検査の項目で協定締結しなくても発熱外来のみでの協定締結も可能です。
3	発熱外来	診療所が狭いため、動線を2つ設けることが難しい。	発熱外来の実施時間や曜日に分けるなど、時間的分離による対応も可能です。（ただし、流行初期において流行初期医療確保措置の対象となるためには、財政の2に記載した基準を満たす必要があります。）
4	発熱外来	かかりつけ患者に限って実施することは可能か。	流行初期以降の発熱外来では、かかりつけ患者のみの対応に限ることも可能です。（流行初期においては、流行初期医療確保措置の対象となることから、かかりつけに限らず地域の患者を受け入れていただくことを想定しています。）
5	発熱外来	当院は小児科のため、感染症まん延時に小児に限定して診察をすることも協定締結の対象となるか。	小児科の診療所が小児に限って対応することは問題ありません。協定書には「小児の対応可」と記載させていただき、実際の感染症発生・まん延時には、対応可能な患者を選択（この場合には、小児のみ）いただいで公表することを想定しています。
検査			
1	検査	検査について、流行初期以降も抗原定性検査ではなく核酸検出検査が対象になっているのはなぜか。	次の感染症危機時において、抗原定性検査キットが実用化されれば当然活用することとなりますが、新型コロナの経験を踏まえると、その実用化には一定の時間がかかることが考えられるため、平時からの備えとしての予防計画においては、流行初期（公表後1ヶ月以内）も流行初期以降（公表後6ヶ月以内）も核酸検出検査として行っているところです。
2	検査	協定における検査件数は発熱外来における検査件数だけか、それとも発熱外来以外の院内の件数を全て記載するのか。	ここでの検査件数とは、発熱外来で受けられる総数の内、自院で検体の採取から分析までの実施が可能な核酸検出検査(PCR検査等)の件数を指します。 なお、検査分析を外部委託する場合は、検査件数から除きます。 また、核酸検出検査（PCR検査等）以外の抗原（定量・定性）検査も検査件数から除きます。
3	検査	核酸検出検査に等温遺伝子増幅法（IDNOW等による測定）は含まれるか。	含まれます。
自宅療養者等への医療の提供			
1	自宅療養者等への医療の提供	実施可能な項目が健康観察しかないが、協定締結の対象となるか。	感染症法で、（感染症法第三十六条の二（協定締結）及び第六条（第二種協定指定医療機関）において、「第四十四条の三の二第一項（略）又は第五十条の三第一項の（略）」医療を提供することが、要件となっています。ここでいう医療の提供は、「発熱外来の実施」または「オンライン／電話診療」「往診」を指しますので、健康観察のみ対応可能な診療所は、協定締結及び第二種協定指定医療機関の対象になりません。 発熱外来の実施と健康観察のみの組み合わせであれば、協定締結及び第二種協定指定医療機関の指定の対象となります。 健康観察のみの実施であれば感染症発生・まん延時に委託することで実施いただくことを想定しています。
2	自宅療養者等への医療の提供	自宅療養者への医療の提供について、かかりつけ患者に限ることは可能か。	可能です。その場合は協議フォームにてその旨ご選択ください。
3	自宅療養者等への医療の提供	高齢者施設や障害者施設への対応で、嘱託医または協力医療機関に限ることは可能か。	可能です。その場合は協議フォームにてその旨ご選択ください。
人材派遣			
1	人材派遣	ワクチン接種をする際の打ち手の派遣は、「感染症予防等業務対応関係者」に含めてよいのか。	感染予防等業務対応関係者は、 ・急速な感染拡大により、感染症対応に一定の知見があり感染者の入院等の判断・調整を行う医師や看護師が不足する場合 ・特定の医療機関において大規模クラスターが発生し、多数の医療従事者の欠勤が発生、診療体制の継続が難しい場合など医療人材が局所的・臨時的に不足する場合 に対応する者を想定しているため、ワクチン接種をする際の打ち手の派遣は対象としていません。

No	分野	質問内容	回答
2	人材派遣	人材派遣において、①感染症医療担当従事者②感染症予防等業務関係者③DMAT・DPAT④災害支援ナースの4職種の派遣について、これら4職種の違いを教えてください。	本協定における各職種の定義及び想定される役割については、以下のとおりです。 ①感染症医療担当従事者について 感染症患者に対する医療を担当する医療従事者（医師、看護師、その他の医療従事者）のことです。なお、感染症法に基づく者であり、災害対応を行うことはありません。 ②感染症予防等業務関係者について 実際に医業を行う医療従事者だけでなく、事務職も含め、 ・ 急速な感染拡大により、感染症対応に一定の知見があり感染者の入院等の判断・調整を行う医師や看護師が不足する場合 ・ 特定の医療機関において大規模クラスターが発生し、多数の医療従事者の欠勤が発生、診療体制の継続が難しい場合など医療人材が局所的・臨時的に不足する場合に対応する者を想定しています。 新型コロナ対応の高齢者施設等に派遣する感染制御・業務継続支援チームもこれに該当します。なお、感染症法に基づく者であり、災害対応を行うことはありません。 ③DMAT・DPATについて DMAT：災害時、新興感染症発生・まん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守ることを目的とした厚生労働省が実施する専門的な研修・訓練を受けた医療チームです。なお、医療法に基づく「災害・感染症医療業務従事者」であり、災害・新興感染症いずれの対応も行います。 DPAT：災害時、新興感染症発生・まん延時に、地域において必要な精神保健医療ニーズに対応することを目的とした厚生労働省が実施する専門的な研修・訓練を受けた精神医療チームです。なお、医療法に基づく「災害・感染症医療業務従事者」であり、災害・新興感染症いずれの対応も行います。 ④災害支援ナースについて 災害支援ナースとは、被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えることを行う看護職員のことであり、厚生労働省が実施する災害支援ナース養成研修を修了し、厚生労働省医政局に登録された者です。なお、医療法に基づく「災害・感染症医療業務従事者」であり、災害・新興感染症いずれの対応も行います。 加えて、災害支援ナースについては、令和6年4月から施行される改正医療法・改正感染症法に基づいた新たな「災害支援ナース」を指し、平成21年（2009年）より看護協会が実施してきた従来のボランティアとしての「災害支援ナース制度」とは異なるものですので、ご注意ください。
3	人材派遣	感染症予防等業務関係者の業務内容に、感染症患者以外の一般患者への医療を担当することも含まれますか。	感染症予防等業務対応関係者については、医療機関（や高齢者施設等）において、感染制御・業務継続支援の観点から支援を行う者等、直接患者の診療等に当たる役割以外の医療提供に係る広い役割を担うことを想定していますので、含まれます。
4	人材派遣	感染症予防等業務関係者の業務内容に、発熱相談センター（PCRセンター）や自宅療養者への医療相談等を担う相談業務は該当しますか。	特定の医療機関において大規模クラスターが発生し、多数の医療従事者の欠勤が発生、診療体制の継続が難しい場合など医療人材が局所的・臨時的に不足する場合に対応するものであれば、該当いたします。
個人防護具			
1	個人防護具	防護具の5品目のうち、コロナ対応の実績では使わなかったものがある。その場合、使用しなかったものについては0としてもよいか。	5品目すべてについて2か月分備蓄することを推奨していますが、当該医療機関の新型コロナ対応での平均的な使用量で設定するものであるため、0枚となることもやむを得ないと考えます。したがって、品目によって0を2か月分としてかまいません。
2	個人防護具	必ず協定書に記載の5物資（サージカルマスク・N95マスク・アイソレーションガウン・フェイスシールド・非滅菌手袋）を備蓄しなければならないのか。	協定における個人防護具の備蓄は任意事項ではありますが、新型コロナウイルス感染症の発生初期段階で個人防護具の不足が顕在化し、その後は医療機関でも現場備蓄として一定量を保有するに至っているという経緯を踏まえて次の感染危機に備えるという感染症法改正の趣旨により、協定で定めることが推奨されています。 なお診療所及び訪問看護事業所については、5物資全部について一括して、使用量2ヶ月分以上で設定し、協定で定めることを推奨しています。
3	個人防護具	備蓄する物資に決まった規格はあるか	規格の指定はありませんが、国が新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱において、個人防護具の規格参考例を示しているので参考にしてください。 備蓄をお願いする物資は、サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋の5物資であり、それぞれの要件を満たすものであることが必要となります。 ※N95マスクについては、DS2マスクでの代替も可能です。 ※アイソレーションガウンには、プラスチックガウンも含まれます。
4	個人防護具	当院における個人防護具の使用量を精査したところ、事前調査時に回答した使用量よりも少なかったが、備蓄量をどのように設定したらよいか。	備蓄量は2か月分以上での設定をお願いしています。この2か月分はその医療機関の施設としての使用量で設定していただくものであり、事前調査での回答結果をもとに都で備蓄目安量を積算しています。これを踏まえ、使用見込量を精査し、貴院での2か月分以上の備蓄目標量を設定してください。
5	個人防護具	個人防護具を2か月分備蓄するとした場合、いつまでに備蓄できていればよいか	令和6年4月以降の早期に整えていただきたいです。 整備後は、使用期限まで保管して廃棄するのではなく、備蓄物資を順次取り崩して通常医療の現場で使用する、回転型備蓄（ローリングストック）が推奨されています。 備蓄の協定は、協定期間中に維持いただく基本的な備蓄量を定めるものです。協定締結時点・締結後の備蓄量が、使用等により一時的に締結した量を下回ることを妨げるものではありません。下回った場合には、速やかな補充に努めていただくようお願いいたします。

No	分野	質問内容	回答																																								
6	個人防護具	2か月分の目安量はどのくらいか	<p>2か月分の目安量は以下のとおりです。</p> <p>< 1 診療所（病床なし）あたりの 2 か月推定消費量（全国平均） ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>サージ カルマスク</th> <th>N95マスク</th> <th>アイソレーションガウン</th> <th>フェイスシールド</th> <th>非滅菌手袋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>674 枚</td> <td>55 枚</td> <td>149 枚</td> <td>98 枚</td> <td>2,332 枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>特定の感染の波における使用量ではなく、令和 3、4 年を通じた平均的な使用量です</p> <p>枚数に対する箱数の目安</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>サージ カルマスク</th> <th>N95マスク</th> <th>アイソレーションガウン</th> <th>ゴーグル</th> <th>非滅菌手袋</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>674 枚</td> <td>55 枚</td> <td>149 枚</td> <td>—</td> <td>2332 枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>箱数</td> <td colspan="2">1 箱</td> <td>1～2 箱</td> <td>—</td> <td>2～3 箱</td> <td>4～6 箱</td> </tr> <tr> <td>1箱あたりの箱サイズ (縦×横×高)</td> <td colspan="2">50~60×50~60×30~40 (cm)</td> <td>40~50×40~50×30~40 (cm)</td> <td>—</td> <td>30~40×30~40×30~40 (cm)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 箱数は全ての品目で1箱120サイズ程度を想定しています。 ※ 箱サイズは実際に販売されている物品の一例です。 ※ フェイスシールドについては、再利用可能なゴーグルの使用での代替も可能です。この場合において、ゴーグルは再利用が可能であり、有事におけるその医療機関での1日あたり使用量を備蓄することを推奨します。 必要人数分の必要量を確保していれば、フェイスシールドの備蓄をすることを要しないものとし、かつ、フェイスシールドの使用量 2 か月分を確保しているのと同等として取り扱います。</p> 	品目	サージ カルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋	数量	674 枚	55 枚	149 枚	98 枚	2,332 枚	品目	サージ カルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	ゴーグル	非滅菌手袋	計	数量	674 枚	55 枚	149 枚	—	2332 枚		箱数	1 箱		1～2 箱	—	2～3 箱	4～6 箱	1箱あたりの箱サイズ (縦×横×高)	50~60×50~60×30~40 (cm)		40~50×40~50×30~40 (cm)	—	30~40×30~40×30~40 (cm)	
品目	サージ カルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋																																						
数量	674 枚	55 枚	149 枚	98 枚	2,332 枚																																						
品目	サージ カルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	ゴーグル	非滅菌手袋	計																																					
数量	674 枚	55 枚	149 枚	—	2332 枚																																						
箱数	1 箱		1～2 箱	—	2～3 箱	4～6 箱																																					
1箱あたりの箱サイズ (縦×横×高)	50~60×50~60×30~40 (cm)		40~50×40~50×30~40 (cm)	—	30~40×30~40×30~40 (cm)																																						
7	個人防護具	保管場所は施設内でなければいけないか	<p>個人防護具の備蓄は、物資を購入して保管し、使用期限が来たら廃棄するのではなく、平素から備蓄物資を有効に活用していただく観点から、備蓄物資を順次取り崩して感染症対応以外の通常医療の現場で使用する、回転型での備蓄を推奨します。</p> <p>回転型での運営のために、施設内に保管施設を確保することが望ましいですが、施設外の保管施設を利用するなどにより使用量 2 か月分などの備蓄を確保するのでもかまいません。</p> <p>このほか、例えば、①物資の取引事業者との供給契約で、取引事業者の保管施設で備蓄を確保する方法や、②物資の取引事業者と提携し、有事に優先供給をしていただく取り決めをすることで、平時においては物資を購入することなく、備蓄を確保する方法でもかまいません。</p>																																								
8	個人防護具	実際の有事において、自院で備蓄していた以上に個人防護具を使用することになり、結果物資が不足する場合にはどうなるか。	<p>国の備蓄等に対応することを想定しています。</p>																																								